

財関第349号  
平成16年3月31日

## 関税法基本通達等の一部改正等について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成16年法律第15号）の施行等に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成16年4月1日（下記第2については、同年10月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

### 記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

1.2-7中「転載許可指令書写し及び当該許可に基づく転載の届出書写し」を「転載許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し」に改める。

2.2の3-1の(5)中「第12条第8項」を「第12条第9項」に改める。

3.3-3の中「第3条ただし書き」を「第3条ただし書」に改め、同項の表中「15.3.31現在」を「16.3.31現在」に改め、同項の表中

「  
| スロベニア | | | |  
」を

「  
| スロベニア | | | |  
ボスニア・ヘルツェゴビナ | | | |  
」に

改める。

4.7-7の(1)中「承認」を「通知」に改める。

5.7-8並びに7-16の(2)及び(3)中「第4条の2第1項第7号若しくは第8号」を「第4条の2第1項第9号若しくは第10号」に改める。

6. 7 - 17の(4)のイ中「評価申告書の事前審査の手続」を「後記7 - 20(個別評価申告書の事前審査)及び7 - 21(個別評価申告書の事前審査の手続等)の規定」に改める。

7. 7 - 20の(1)中「第4条の2第1項第7号若しくは第8号」を「第4条の2第1項第9号若しくは第10号」に改める。

8. 7の2 - 2の(2)及び7の2 - 3中「関税(内国消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(特例申告)承認申請書」を「関税(内国消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(特例申告)申請書」に改める。

9. 9の2 - 1の(1)中「関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(個別)承認申請書」を「関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(個別)申請書」に改め、同項の(2)中「関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(官署別)承認申請書」を「関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(官署別)」に、「関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)承認申請書(一括)」を「関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)」に、「包括納期限延長承認」を「包括納期限延長」に改め、同項の(3)中「関税(内国消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(特例申告)承認申請書」を「関税(内国消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(特例申告)申請書」に改める。

10. 9の2 - 2の見出しを「(納期限の延長の手続)」に改め、同項中「承認の」を削り、同項の(1)中「場合は承認する」を「場合は、当該延長をするものとし、その旨申請者に通知する」に、「の承認」を「の通知」に改め、同項の(2)中「場合は承認する」を「場合は、納期限の延長をするものとし、その旨申請者に通知する」に、「の承認」を「の通知」に改める。

11. 9の2 - 3の見出しを「(包括納期限延長を受けた延長税額の納付手続)」に改め、同項の本文中「延長の承認」を「延長」に改め、同項の(1)中「承認」を「延長をする旨の通知」に改める。

12. 9の4 - 9中「石炭並びに」を削り、「第4条」を「附則第13項」に改め、同項の(1)のイの表を次のように改める。

石油等の区分		表示する記号
関税定率法別表の番号	品名	
(1)第2709.00号	(1)石油化学製品製造用の石油及び歴青油(原油に限る) (2)その他の石油及び歴青油(原油に限る)	P - 1 P - 2
(2)第2710.11号の1の(1)のCの(a)	航空機用の揮発油	G - 1
(3)第2710.11号の1の(1)のCの(b)	(1)石油化学製品製造用の揮発油 (2)その他の揮発油	G - 2 G - 3

(4)第 2710.11 号の 1 の(2)の B 及び第 2710.19 号の 1 の(1)の B	(1)石油化学製品製造用の灯油 (2)その他の灯油	T - 1 T - 2
(5)第 2710.11 号の 1 の(3)及 び第 2710.19 号の 1 の(2)	(1)石油化学製品製造用の軽油 (2)その他の軽油	K - 1 K - 2
(6)第 2710.19 号の 1 の(3)	(1)製油の原料として使用される重 油及び粗油 (2)その他の重油及び粗油	H - 1 H - 2

13 . 9 の 4 - 9 の(4)中「包括納期限延長承認」を「包括納期限延長」に改める。

14 . 9 の 6 - 7 中「納期限延長承認番号」を「納期限延長通知番号」に改める。

15 . 15 - 3 の(1)中「船長」を「外国貿易船の船長」に、「及び「船用品目録」（C - 2040）」を「、「船用品目録」（C - 2040）、「旅客氏名表」（C - 2050）及び「乗組員氏名表」（C - 2060）」に改め、なお書を削り、同項の(2)中「「入出港届」（C - 2010）及び「積荷目録」（C - 2035）」を「、「入出港届」（C - 2010）、「積荷目録」（C - 2035）」、「旅客氏名表」（C - 2055）及び「乗組員氏名表」（C - 2010若しくはC - 2060）」に改め、なお書を削り、同項の(3)中「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改め、「それぞれの」を削り、「取締」を「取締り」に、「適宜の様式による「外地購入残存品目録（船用油のタンク別明細を含む。）」その他必要な書類を提出させることができる」を「「旅客氏名表」、「乗組員氏名表」を提出させることとする」に改め、同項の(4)中「正本」を「原本」に改め、同項の(5)中「正本」を「原本」に、「求めることができる」を「求めることとする」に改め、同項に次のように加える。

なお、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記(1)から(3)までに規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録（船用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。

16 . 15 - 6 を次のように改める。

（積荷目録に記載する貨物の範囲等）

15 - 6 積荷目録には、旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船（機）用品の記載を要しない。なお、船長又は機長（以下この章において「船長等」という。）に託された貨物（託送品）についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷目録として、提出せることとする。

17 . 17 - 2 中「船長又は機長（以下、本章において「船長等」という。）」を「船長等」に改める。

18 . 17 - 6 中「秋田船川港 秋田地区、船川地区」を削り、「堺地区」を「堺泉北地区」に改め、「、下松地区」を削る。

- 19 . 18 - 1 の(1)中「正本」を「原本」に改め、同項の(2)中「正本」を「原本」に、「求めることができる」を「求めることとする」に改める。
- 20 . 32 - 2 の(2)中「第17条第1項」を「第28条第1項」に、「保税担当職員控え」を「倉主等用」に改める。
- 21 . 34の2 - 1 の(4)中「明確にすること」を「明確にする」に、「若しくは」を「又は」に改め、「、事前に税關に届け出た通関業者及び倉主に限定すること等の措置を講じる」を削る。
- 22 . 34の2 - 9 の(3)のイ中「以下」を削り、「係わる」を「係る」に、「貨物の異常の有無、書類整備等」を「貨物の異常の有無の確認及び異常があつた場合の対応、書類整備等。口及びハにおいて同じ。」に改める。
- 23 . 37 - 1 の(1)中「、新東京国際空港公団又は指定法人等」を「又は指定法人等（令第30条の2（港湾施設の建設又は管理を行う法人））に規定する者をとく。以下この章において同じ。」に改める。
- 24 . 37 - 1 の(3)及び37 - 3 中「管理のもとに」を「管理の下に」に改める。
- 25 . 37 - 4 の見出し中「管理のもとに」を「管理の下に」に改め、同項中「管理のもとに」を「管理の下に」に改め、同項の(1)の（注）中「指定法人等の所有に係る」を「指定法人等の管理の下に借受者が運営する」に改める。
- 26 . 38 - 1 の(1)のニを削る。
- 27 . 38 - 2 の(1)及び(2)中「、地方公共団体又は新東京国際空港公団」を「又は地方公共団体」に改める。
- 28 . 42 - 3 の(4)中「暫定法別表第1第2710.19号 - 1 - (3) - A - [2] - [i]」を「暫定法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(2)の(i)」に改め、同項の(5)中「関税率表の番号第2710.11号 - 1 - (3)及び第2710.19号 - 1 - (2)の軽油、第2710.19号 - 1 - (3)の重油並びに第2710.19号 - 1 - (5)のその他のものに分類されるもので」を「定率法の別表第2710.11号の1の(3)及び第2710.19号の1の(2)に掲げる軽油、同表第2710.19号の1の(3)に掲げる重油並びに同表第2710.19号の1の(5)に掲げるその他のもので」に改め、同項の(6)を次のように改める。
- (6) 暫定法の別表第1第2709.00号の(1)に掲げる原油、同表第2710.11号の1の(1)のCの(b)の(1)に掲げる揮発油、同表第2710.11号の1の(2)のBの2の(i)及び第2710.19号の1の(1)のBの2の(i)に掲げる灯油並びに同表第2710.11号の1の(3)の(1)及び第2710.19号の1の(2)の(1)に掲げる軽油
- 29 . 43の3 - 2 の(3)のイを次のように改める。
- イ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- 30 . 63 - 5 の(4)中「液状貨物」の次に「又は穀物その他のはら貨物」を加える。
- 31 . 67 - 1 - 7 の(2)の中「（又はこれに代わる者）」を「（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者

) 又はその命を受けた者(以下この章において「統括審査官等」という。)」に改める。

32.67-1-8 中「統括審査官又はこれに代わる者が」を「統括審査官等が輸出(積戻しを含む。)」に改め、同項の(3)のイ中「保税担当職員控」を「倉主等用」に改め、同項の(3)の口を次のように改める。

口 「運搬用」は、見本検査扱貨物又は検査場扱貨物(以下この項において「検査扱貨物」という。)の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記二の照合の後、倉主等にこれを保管させる。

33.67-1-8 の(3)のニを次のように改める。

二 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記口の「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合させた上、整理保管させる。

34.67-1-16 の見出しを「(輸出貨物に係る開装検査票の交付)」に改める。

35.67 の2-1-2 中「第59条の3第1項第3号」を「第59条の3第1項第4号」に改める。

36.67-3-11 中「通関担当の受理担当審査官」を「統括審査官等」に、「の検査を必要」を「の現品検査を必要」に改め、同項の(3)のイ中「保税担当職員」を「審査担当職員」に改め、同項の(3)の口中「管理体制が確立している指定保税地域の管理者又は保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域の許可を受けた者又は前記62の8-1(総合保税地域の規定に関する用語の意義)の(2)に規定する貨物管理者(以下本節において「倉主等」という。)」を「倉主等」に改め、同項の(4)のイ中「保税担当職員控」を「倉主等用」に改め、同項の(4)の口を次のように改める。

口 「運搬用」は、検査扱貨物の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記二の照合の後、倉主等にこれを保管させる。

37.67-3-11 の(4)のニを次のように改める。

二 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記口の「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合させた上、整理保管させる。

ただし、検査扱貨物を蔵置場所に戻すことなく税関検査場等において引き取られた場合、「運搬用」の整理保管は保税担当部門が行うものとする。

38.67-3-13 の(1)の口中「保税担当職員控」を「倉主等用」に、「保税担当職員等」を「倉主等」に改め、同項の(5)中「保税担当職員等」を「倉主等」

に改め、同項の(6)のイの(口)中「保税担当職員等に再提出させる」を「倉主等に提出させる」に改め、同項の(6)の口中「保税担当職員控」を「倉主等用」に、「保税担当職員等に再提出させる」を「倉主等に提出させる」に改める。

39 . 67 - 3 - 20 を 67 - 3 - 21 とし、67 - 3 - 17 から 67 - 3 - 19 までを 1 項ずつ繰り下げ、67 - 3 - 16 の次に次の 1 項を加える。

(輸入貨物に係る開装検査票の交付)

67 - 3 - 17 法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の規定により輸入貨物（蔵入、移入、総保入及び展示等貨物を含む。）に係る開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があった場合の取扱いについては、前記 67 - 1 - 16 (輸出貨物に係る開装検査票の交付) の規定を準用する。

40 . 67 の 2 - 3 - 1 の(3)のイ中「条件とする。」の次に「、ソーダ灰」を加える。

41 . 76 - 4 - 5 の(1)を次のように改める。

(1) 名あて研究機関の所在地が、国際郵便物の交換局の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、東京国際郵便局又は成田国際空港郵便局）においては、「輸入郵便物検査通知書」(C - 5090) 2 通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名あて研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。

42 . 76 - 4 - 5 の(2)中「上記(1)の場合において、通関局所在の税関官署においては検査が困難であるとき、又は」を削る。

43 . 98 - 2 の(2)に次のように加える。

二 コンテナー扱い（前記 67 - 1 - 20 に規定するコンテナー扱いをいう。）が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に基づく予備申告書をいう。）が税關に提出された後に、輸出申告に先立つて当該貨物を税關が指定する検査場に搬入して行う検査

44 . 98 - 3 の(5)中「及び総保入承認申請書」を「、総保入承認申請書及び展示等申告書」に改める。

45 . 100 - 16 を 100 - 17 とし、100 - 6 から 100 - 15 までを 1 項ずつ繰り下げ、100 - 5 の次に次の 1 項を加える。

(指定者の取扱い)

100 - 6 手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用することができなくなった者は含まれないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用できることを、保税担当

部門において次により確認するものとする。

- (1) 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号((定義))に規定する電子情報処理組織を使用することができるとの証明は、独立行政法人通関情報処理センターから交付された利用承諾書等電子情報処理組織を使用できることを証する書類を提出させ確認するものとする。また、当該電子情報処理組織を使用することができなくなった場合には、利用契約の解除通知書等電子情報処理組織を使用できなくなったことを証する書類を提出させ確認するものとする。
- (2) 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 7 号）第 4 条第 2 項((電子情報処理組織による申請等))の規定による通知及び交付を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」（平成 15 年 2 月 28 日財関第 196 号）の第 2 章 2 - 1 ( 利用申込手続 ) の規定により届出される別紙様式 1 及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式 2 により確認するものとする。

第 2 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

1 . 第 9 章中 95 - 1 の前に次の 1 項を加える。

（帳簿の備付け等に関する用語の意義）

94 - 1 法第 94 条((帳簿の備付け等))に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。

- (1) 法第 94 条第 1 項の規定により輸入者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第 83 条第 1 項((帳簿の記載事項等))に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、仕入書に輸入許可年月日及び輸入許可番号を追記したものでも差し支えない。
- (2) 令第 83 条第 2 項((保存すべき書類))において読み替えて準用する令第 61 条第 1 項((課税標準の決定のための書類))に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類」及び「その他輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く。）等の関係書類をいう。
- (3) 令第 83 条第 4 項((帳簿の保存))に規定する「第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関

係が明らかになるように整理することをいう。

- (4) 令第 83 条第 4 項に規定する「その他これらに準ずるものとの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。

## 2 . 95 - 4 を次のように改める

(税関事務管理人の権限の消滅後の効果)

95 - 4 税関事務管理人の権限の消滅後の効果は、次のとおりとする。

- (1) 税関事務管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、税関事務管理人であった者によって行われた、又は税関事務管理人であった者に対して行った行為は、申告者等（税関関係手続等を行う義務を承継した者を含む。以下同じ。）によって行われた、又は申告者等に対して行った行為とするものとする。
- (2) 法第 95 条第 3 項に規定する帳簿書類等の税關への提示義務については、税関事務管理人の権限の消滅後においても、当該税関事務管理人が行った税関関係手続等に係る帳簿書類等の提示義務を負うことに留意する。

第 3 関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

1 . 4 - 3 の見出しを「（現実支払価格と数量値引きとの関係）」に改め、同項の(1)中「個個」を「個々」に改める。

2 . 4 - 8 の(4)の本文の次に次のように加える。

なお、この項において「輸入港到着」とは、船舶が単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、貨物の取卸しができる状態になることをいうものとする。

3 . 4 - 8 の(7)中「支払金」の次に「（輸入港到着後の滞船料を除く。）」を加える。

4 . 4 - 9 の(3)の口中「行っていることが上記文書により明らかにされること」を「実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること」に改める。

5 . 4 - 12 の(5)のイ中「減額するものとする」の次に「。この場合において、「取得価格」には、当該物品を取得するために要する費用を含むものとする」を加え、同項の(5)のハに次のように加える。

なお、買手が携帯して輸出した場合等で当該負担した費用等の額が明確でない場合は、通常必要とされる費用等の額により算出するものとする。

6 . 4 の 4 - 1 の(5)中「場合には、」の次に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の1994年の」を加え、「関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定」を「1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第 7 条の実施に関する協定」に改める。

7 . 11 - 3 の(3)中「輸入申告書（許可書用）」を「輸出申告書（許可書用）」に改める。

8 . 14 - 15の(3)のイ中「陸揚許可指令書写し及び当該許可に基づく陸揚げの届出書写し」を「陸揚許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については、要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し」に改め、「発給する採捕証明書」の次に「（入手が困難な場合にあつては、水産庁資源管理部遠洋課長名の確認のある漁獲実績届出書を当該採捕証明書として認めて差し支えない。以下同じ。）」を加え、同項の(3)の口に次のように加える。

なお、法第 11 条((加工又は修繕のため輸出された貨物の減税))の規定を適用する場合の手続については、次による。

(イ) 加工貨物、すなわち本邦の船舶により採捕された水産物の輸出の手続については、関税法基本通達 67 - 2 - 10((公海等で採捕した水産物等の直接輸出))により取り扱う。

(ロ) 当該輸出の手続の際に輸出申告書に添付すべき令第 5 条((加工又は修繕用貨物の輸出手続))に規定する「加工のため輸出するものであることを証する書類」は、転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）、漁業許可書又は現地官公署若しくは商業会議所の発給する採捕証明書とし、同条第 1 項の規定に基づき輸出申告書に付記された記載事項等につき税関長の確認を受けるものとする。

9 . 15 - 1 中(13)を(14)とし、(10)から(12)までを(11)から(13)までとし、同項の(9)中「第17条第3号」を「第17条第4号」に改め、同項中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 令第17条第3号((大学共同利用機関))にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。

10 . 21 ~ 21 の 5 - 2 中「配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの」を「関税法基本通達 2 の 4 - 1 (送達の方法) に規定する郵便等のうち配達証明付郵便その他相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、配達記録付郵便）」に改める。

11 . 21 - 4 後段を削り、同項の(1)のイ中「のあったもの」を「が受理されたもの」に改める。

12 . 21 - 5 の(1)のイ中「不受理」の次に「に係る手続」を加え、同項の(1)の中「当該手続に係る」を削る。

13.21 - 8 の(1)の口の(ハ)中「10日」の次に「(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号((行政機関の休日))に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)」を、「3日」の次に「(行政機関の休日の日数は算入しない。)」を加え、同項の(1)の二中「ハ(ハ)」を「二(ハ)」に、「ハ(ハ)」を「二(ハ)」に改め、同項の(1)中二をホとし、同項の(1)の八の(ロ)中「輸入者名、輸出者名等」を削り、「情報」の次に「(法第21条第5項又は第6項の規定により権利者に通知すべきものを除く。下記(ハ)において同じ。)」を加え、同項の(1)の八の(ハ)中「当該物品」を「疑義貨物」に改め、「輸入者名、輸出者名等の」を削り、「呈示する」を「提示する」に改め、同項の(1)中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

#### ハ 生産者の氏名等の通知

法第21条第6項の規定による通知は、疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が上記ロの規定による通知の際に明らかである場合は、当該通知に併せて通知することとする。また、認定手続中に明らかとなった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(T-1775)により、権利者に通知することとする。なお、同項に規定する「明らかであると認める場合」とは、税關への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名」、「MANUFACTURER」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker's Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。

14.21 - 8 の(2)中「ニ」を「ホ」とする。

15.21 - 9 の(1)中「及び」を「又は」に改める。

16.21 の2 - 1 の(1)のハの(1)の 中「同じ。」の次に「(税關において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合は、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。)」を加え、同項の(1)のハの(1)の A の a 中「記載したもの」の次に「(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等(弁護士又は弁理士をいう。以下この節において同じ。)が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)」を加え、同項の(1)のハの(1)の C の a 中「記載したもの」の次に「(当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。)」を加え、同項の(1)のハの(1)の 中「海外で製造された物品が日本国内に輸入されると権利侵害に該当することとなる場合」を「国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合」に改め、同項(1)のハの(ロ)の (注)を削り、同項の(2)のイの(ロ)中「添付されていること」の次に「(上記(1)の

ハの(1)の に規定する税關において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合を除く。)を加える。

17.21の5-1の(5)のなお書を削る。

18.21の5-2の(6)の二中「第21条の5第13項」を「第21条の5第12項」に改める。

第4 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

1.6-4の(3)の口中「同表第2710.11号 - 1 - (1) - B」を「同表第2710.11号の1の(1)のB」に改め、同項の(3)のト中「関税率表第2710.11号 - 1 - (2)及び第2710.19号 - 1 - (1)」を「関税率表第2710.11号の1の(2)及び第2710.19号の1の(1)」に改める。

2.6-7本文の次に次のように加える。

ただし、石油化学製品製造用灯油又は軽油が他の原料品と混合使用される場合にあっては、報告書に記載すべき数量は、当該製造工場における製造方法、工場設備及び製造工程並びに混合使用される他の原料品の種類その他の事情を勘案して合理的と認められる数量（例えば、製造管理のために使用されるコンピュータ・シミュレーションに基づく数量等）に基づくこととして差し支えない。

3.8-1の(3)を次のように改める。

(3) 令第44条第3項第25号((加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等))に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第57類、第61類、第62類及び第63類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。

イ 関税率表第4819.40号に掲げる物品の例：紙製の小袋（衣類の裁断小片やボタン等を入れるためのもの）

ロ 関税率表第4821.10号に掲げる物品の例：製品に取り付けられるラベル（商標名等が印刷されているもの）

ハ 関税率表第4823.90号に掲げる物品の例：衣類の台紙等として用いるため、特定の形状に切断してあるもの

4.8の7-8の見出しを「（軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い）」に改め、同項中「令第62条第16号((石油化学製品製造用原油))に掲げる原油又は軽減税率の適用を受けた同条第17号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油」を「令第62条第14号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる原油、同条第15号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、同条第16号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油又は同条第17号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油」に、「又は揮発油

」を「、揮発油、灯油又は軽油」に改め、同項の(1)中「令第62条第16号に掲げる原油と軽減税率の適用を受けた同条第17号に掲げる揮発油の同時蔵置は」を「令第62条第14号に掲げる原油、同条第15号に掲げる揮発油、同条第16号に掲げる灯油又は同条第17号に掲げる軽油について、同時蔵置を」に改める。

- 5 . 8 の 7 - 9 の見出し中「石油化学製品等製造用揮発油」の次に「等」を加え、同項中「第62条第17号」を「第62条第15号」に改め、「物品」を「揮発油及び同条第16号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油並びに同条第17号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油」に、「法別表第1第2710.11号 - 1 - (1) - C - (b) - [1]」を「法の別表第1第2710.11号の1の(1)のCの(b)の(1)」に改める。
- 6 . 8 の 7 - 10 中「物品」を「重油及び粗油」に改め、同項の(1)中「法別表第1第2719.19号 - 1 - (3) - A - [2] - [i]」を「法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(2)の(i)」に改め、同項の(2)中「法別表第1第2710.00号 - 1 - (4) - A - [1] - [ ]」を「法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(2)の(i)」に改める。
- 7 . 8 の 7 - 12 中「第62条第16号」を「第62条第14号」に改める。

第5 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

第4章第1節3 - 2中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を(8)とする。

第6 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

1 . 別紙第3中

「  
| 104 | 新東京国際 |  
」を  
「  
| 104 | 成田国際 |  
」に、  
「  
| 402 | 堀 |  
」を  
「  
| 402 | 堀泉州北 |  
」に改める。

2. 別紙第7中

「	28060 法第8条の7 令第62条第16号	" (石油化学製品製造 用原油)	28011 法第8条の7 令第62条第17号	" (石油化学製品製造 用等揮発油)
」を				

「	28060 法第8条の7 令第62条第14号	" (石油化学製品製造 用原油)	28011 法第8条の7 令第62条第15号	" (石油化学製品製造 用揮発油)
」に改め				
る。				

第7 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

1. 2 - 2 の(2)中「修正申告をいう。後記18 - 1（通関業務の料金）及び」を「修正申告をいう。後記」に、「更正の請求をいう。後記18 - 1（通関業務の料金）及び」を「更正の請求をいう。後記」に改める。
2. 6 - 3 中「第122条第1項」を「第700条の28第1項」に改める。
3. 18 - 1 の表の備考の(7)中「輸出（積戻）申告、輸入申告」を「輸出（積戻し）申告及び輸入申告」に改め、「及び修正申告」を削り、同表の備考の(7)のイ中「輸出（積戻）申告」を「輸出（積戻し）申告」に改め、同表の備考の(7)のハを削る。

第8 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

1. 2 - 13の(4)中「ニュー・ジーランド」を「ポルトガル」に、「連合王国」を「英國」に、「ギリシヤ」を「ギリシャ」に改め、同項の(6)を次のように改める。

(6) 同条約第5条に該当する船員の厚生施設で、現在我が国に設置されており、船員の厚生物品について再輸出免税が適用されるものは、次のと

おりである。

デンマーク

横浜シーメンズクラブ

横浜市中区新港2丁目1-1

(注) 上記のほか、船員の厚生施設には、現在同条約第5条の留保国である英國の施設2か所（横浜市及び神戸市所在）及び非加盟国であるアメリカ合衆国の施設1か所（横浜市所在）がある。

2. 4-1 中「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国」を「英國」に、「ニュー・ジーランド、南アフリカ連邦」を「ニュージーランド、南アフリカ共和国」に改める。
3. 4-3 中「斐ジー」を「フィジー」に、「スリ・ランカ」を「スリランカ」に改める。

第9 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 税関様式C第1000号を別紙1のように改める。
2. 税関様式C第1003号を別紙2のように改める。
3. 税関様式C第1004号を別紙3のように改める。
4. 税関様式C第1005号を別紙4のように改める。
5. 税関様式C第1006号を別紙5のように改める。
6. 税関様式C第1006号-2を別紙6のように改める。
7. 税関様式C第1007号を別紙7のように改める。
8. 税関様式C第1008号を別紙8のように改める。
9. 税関様式C第2010号を別紙9のように改める。
10. 税関様式C第2030号を別紙10のように改める。
11. 税関様式C第2035号を別紙11のように改める。
12. 税関様式C第2050号を別紙12のように改め、同号の次に別紙13のように加える。
13. 税関様式C第2060号を別紙14のように改める。
14. 税関様式C第5010号を別紙15のように改める。
15. 税関様式C第5050号を別紙16のように改める。
16. 税関様式C第5060号を別紙17のように改める。
17. 税関様式C第5080号を別紙18のように改める。
18. 税関様式C第5081号を別紙19のように改める。
19. 税関様式C第5210号を別紙20のように改める。
20. 税関様式C第5230号を別紙21のように改める。
21. 税関様式C第5270号を別紙22のように改める。
22. 税関様式C第5280号を別紙23のように改める。

23. 税関様式C第5300号を別紙24のように改める。
24. 税関様式C第5310号を別紙25のように改める。
25. 税関様式C第7500号を別紙26のように改める。
26. 税関様式C第7510号を別紙27のように改める。
27. 税関様式T第1670号を別紙28のように改める。
28. 税関様式T第1680号を別紙29のように改める。
29. 税関様式T第1720号を別紙30のように改める。
30. 税関様式T第1740号を別紙31のように改める。
31. 税関様式T第1750号を別紙32のように改める。
32. 税関様式T第1750号の裏面を別紙33のように改める。
33. 税関様式T第1760号を別紙34のように改める。
34. 税関様式T第1760号の裏面を別紙35のように改める。
35. 税関様式T第1770号を別紙36のように改める。
36. 税関様式T第1770号の次に別紙37のように加える。
37. 税関様式T第1800号を別紙38のように改める。
38. 税関様式T第1810号を別紙39のように改める。
39. 税関様式T第1820号を別紙40のように改める。
40. 税関様式T第1830号を別紙41のように改める。
41. 税関様式T第1835号を別紙42のように改める。
42. 税関様式T第1945号を別紙43のように改める。
43. 税関様式P第9610号を別紙44のように改める。
44. 税関様式B第1180号中「3×3.5」を「縦30mm×横25mm」に改める。
45. 税関様式B第1270号中「2,600円」を「3,000円」に改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

1. 事前教示に関する照会書(C-1000)中「非公開期間の設定の要否」を「公開の可否」に、「要・否のうち要」を「可・否のうち否」に、「非公開期間設定理由」を「非公開理由」に改める。
2. 関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(個別)承認申請書(C-1003)、関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)承認申請書(官署別)(C-1004)及び関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)承認申請書(一括)(C-1005)の標題中「承認」を削る。
3. 関税(内国消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(特例申告)承認申請書(C-1006)の標題中「承認」を削り、同項中「特例申告納期限延長承認申請内訳表」を「特例申告納期限延長申請内訳表」に改める。
4. 納付明細書(C-1007)中「納期限延長承認番号」を「納期限延長通知番号」に、「包括納期限延長承認書」を「包括納期限延長通知書」に、「承認番号を」を「通知番号を」に、「包括納期限延長承認を受けた」を「包括納期限延

長を受けた」に、「、延長承認」を「、延長の通知」に改める。

5. 延長税額確認票（C - 1008）中「延長承認番号」を「延長通知番号」に、「納期限延長承認書」を「納期限延長通知書」に、「承認番号を」を「通知番号を」に、「延長承認を受ける」を「延長の通知を受ける」に改める。
6. 納付書・領収証書（C - 1010）中「延長承認番号」を「延長通知番号」に改める。
7. 入出港届（船舶用）（C - 2000）の標題を「入出港届（C - 2000）」に改める。
8. 入出港届（航空機用）（C - 2010）の標題を「入出港届（乗組員氏名表兼用）（C - 2010）」に改め、同項に次のように加える。  
「乗組員氏名等」欄に必要事項を記載した場合は、乗組員氏名表（C - 2060）の提出があつたものとして差し支えない。
9. 積荷目録（船舶用）（C - 2030）を次のように改める。

#### 積荷目録（C - 2030）

「船長署名」の項には、船長が署名することを原則とするが、船長から委任された代理人、例えば一等航海士等が行つてもよい。

「コンテナーの詳細」欄には、貨物がコンテナー詰されている場合に、コンテナーの種類、番号及びコンテナーに内蔵されている貨物の個数を記載する。

「数量」欄には、原則としてメートル法により記載することとするが、商慣習上の数量を記載しても差し支えない。

「荷送人」欄には、船荷証券に記載されている荷送人を記載する。

「荷受人」欄には、船荷証券に記載されている荷受人を記載する。

託送品については、この様式の表題の「積荷」を「託送品」と訂正のうえ、託送品の目録として使用させる。

10. 積荷目録（航空機用）（C - 2035）の標題を「積荷目録（C - 2035）」に改める。

11. 船用品目録（C - 2040）の次に次のように加える。

#### 旅客氏名表（C - 2050）

「出発地」欄には、その船舶に乗船した場所を記載する。

「最終目的地」欄には、その船舶を下船する場所を記載する。ただし、トランジットの場合は、乗船券に記載された目的地を記載する。

#### 旅客氏名表（C - 2055）

「出発地」欄には、その航空機に搭乗した場所を記載する。

「最終目的地」欄には、その航空機を降機する場所を記載する。ただし、トランジットの場合は、航空券に記載された目的地を記載する。

12. 輸出申告書( C - 5010 )の(4)中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第3号」に改める。
13. 輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)( C - 5020 )中「納期限の延長承認等」を「納期限の延長等」に改める。

第10 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて(平成11年10月7日蔵関第801号)の一部を次のように改正する。

1. 第1章第3節3 - 1中「船用品」の次に「、船長に託された貨物(託送品)、関税法基本通達16 - 3(貨物の船移し)の規定により他の外国貿易船に積み替えられる貨物及び関税法基本通達21 - 1(外国貨物の仮陸揚の範囲)(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物」を加え、同項のただし書きを次のように改める。

ただし、託送品については、「積荷目録」(税關様式C - 2030)により提出させるものとする。

また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)第2条の2第1項第2号の規定により提出を要しない場合を除き、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段(外国貿易船の出港手続)の規定により、税關長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税關様式C - 2030)により提出させるものとする。

2. 第1章第3節3 - 1の(3)を削り、同項の(4)を同項の(3)とし、同項の(5)を同項の(4)とする。

3. 第2章第1節1 - 4を次のように改める。

(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)

1 - 4 申請者が、この節1 - 1(他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するとともに、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。

また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「N A C C S登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を海上システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1 - 1の規定により再申請させるものとする。

4. 第5章第4節4 - 4中「(当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には

- 、「託送用」として1部追加して)」を削る。
- 6. 別紙様式M-133号を別紙45のように改める。
- 7. 別紙様式M-133号の次に別紙46のように加える。
- 8. 別紙様式M-213号を別紙47のように改める。
- 9. 別紙様式M-317号の次に別紙48、別紙49のように加える。

第11 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成13年9月25日蔵関第781号)の一部を次のように改正する。

- 1. 第1章第2節2-1中「機用品」の次に「、機長に託された貨物(託送品)、関税法基本通達16-3(貨物の機移し)の規定により他の外国貿易機に積み替えられる貨物及び関税法基本通達21-1(外国貨物の仮陸揚の範囲)(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物」に改め、同項のただし書きを次のように改める。

ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式C-2035)により提出させるものとする。

また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)第2条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定によりAWB情報の登録の対象外とするが、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段(外国貿易機の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式C-2035)により提出させるものとする。

- 2. 第1章第2節2-1の(3)を削り、同項の(4)を同項の(3)とし、同項の(5)を同項の(4)とし、同項の(6)及び(7)を削る。
- 3. 第2章第1節1-1のなお書を削る。
- 4. 第2章第1節1-4を次のように改める。

(他所蔵置許可申請の訂正又は取消し)

- 1-4 申請者が、この節1-1(他所蔵置の許可の申請)の規定により行われた他所蔵置許可申請後、許可前に当該申請事項の訂正を行いたいとする場合は、当該申請者から「NACC S登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するとともに、この節1-1の規定により再申請させるものとする。

また、当該申請の取消しを行いたいとする場合も、当該申請者から「NACC S登録情報変更願」を保税担当部門に提出させ、これを認めた場合には、保税担当部門は、当該申請を取り消す旨を航空システムに入力し、送信するものとする。

なお、当該申請者が改めて申請しようとするときは、この節1-1の規定により再申請させるものとする。

5. 第5章第5節5-4中「(当該蔵入等承認申請等が運送兼用である場合には、「託送用」として1部追加して)」を削る。
6. 別紙様式N-131号を別紙50のように改める。
7. 別紙様式N-135号を別紙51のように改める。
8. 別紙様式N-136号を別紙52のように改める。
9. 別紙様式N-137号を別紙53のように改める。
10. 別紙様式N-139号を別紙54のように改める。
11. 別紙様式N-141号を別紙55のように改める。
12. 別紙様式N-152号を別紙56のように改める。
13. 別紙様式N-161号を別紙57のように改める。
14. 別紙様式N-321号を別紙58のように改める。
15. 別紙様式N-387号を別紙59のように改める。
16. 別紙様式N-388号を別紙60のように改める。

第12 税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて(平成15年2月28日財関第196号)の一部を次のように改正する。

別紙1の16.に次のようにを加える。

(3) 税関手続申請システムの利用により税関関係手数料令第2条第1項第2号に規定する指定者となる場合は、保税蔵置場の許可手数料等の納付に係る保税蔵置場等の名称及び所在地を下部余白又は適宜の用紙に記載し提出する。

第13 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成15年6月30日財関第673号)の一部を次のように改正する。

1. 第2章1-5の見出し中「又は」を「及び」に改め、同項の本文中「システムを使用して、」の次に「税関空港に入港した際ににおける」を加え、「又は」を「及び」に、「データ」を「ファイル」に改める。
2. 第2章第1節中1-11を1-13とし、1-10を1-12とする。
3. 第2章1-9の見出し中「出入港届」を「出入港届等」に改め、同項の本文中「入港届」の次に「、積荷目録及び旅客氏名表等」を加え、「システムを入力し」の次に「、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上」を加え、同項を同章1-11とする。
4. 第2章1-8中「及び積荷目録」を「、積荷目録及び旅客氏名表等」に改め、「システムを入力し」の次に「、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上」を加え、同項を同章1-10とする。
5. 第2章1-7を同章1-9とし、同章1-6を同章1-8とし、同章1-5の次に次の2項を加える。

(特殊船舶等(航空機に限る。)が税関空港に入港した場合の旅客氏名表等の提出)

1 - 6 特殊船舶等(航空機に限る。)の機長が、システムを使用して、税関空港に入港した際ににおける旅客氏名表又は乗組員氏名表(次項並びにこの章1 - 10及び1 - 11において「旅客氏名表等」という。)の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び入港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。

(外国貿易機が税関空港を出港する場合の旅客氏名表等の提出)

1 - 7 外国貿易機の機長が、システムを使用して、税関空港を出港する際ににおける旅客氏名表等の提出を行う場合には、「旅客・乗組員氏名表提出業務」により、登録記号、国籍及び出港年月日等必要事項をシステムに入力し、提出しようとする氏名表をファイルにより添付の上、送信することにより行わせるものとする。

6 . 第3章6 - 8の(1)中「申請を行う場合には、」の次に「所定の受付期間内に」を加え、「行わせるものとする」を「行わせるものとし、業法通達24 - 2に規定する証明書を別途提出させるものとする。なお、証明書の提出は、郵送でも差し支えない」に改める。

7 . 第3章6 - 10の次に次のように加える。

(通関士試験の受験申込み)

6 - 11

(1) 通関士試験を受けようとする者が、システムを使用して、受験願書の提出を行う場合には、所定の受付期間内に「通関士試験受験申込業務」により、受験地、受験科目、受験料等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとし、システムによる提出の後、業法通達26 - 1に規定する通関士試験受験票(以下「受験票」という。)に所定の箇所に写真を貼付させ、別途提出させるものとする。

(2) 受験票の提出は郵送でも差し支えないが、この場合には、受験票送付のため受験票の所定の欄に郵便切手を貼付しなければならないものとする。

(3) 通関業監督官は、内容の確認を行った上、システムを通じて受理情報を登録するものとする。

(4) (3)の規定による通関士試験受験申込みの受理情報の登録は、所定の受付期間内に受験手数料の納付があるまでは、システムにより一時保留されることとなるので、(1)の規定による受験願書の提出を行った者は、後記第6章の規定により、その手数料を電子的に納付しなければならない。

